

洲本市介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和3年4月施行版)

令和3年4月

訪問型サービス(独自)サービスコード表	1
通所型サービス(独自)サービスコード表	2
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	3

※変更は赤文字、新設は青文字で表示

洲本市介護予防・日常生活支援総合事業

A2 介護予防訪問介護相当の訪問型サービスコード表

令和3年4月施行版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
A2	1111 訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	2111 訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 39単位	39	1日につき
A2	1211 訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	2211 訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	1321 訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2321 訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 123単位	123	1日につき
A2	2411 訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 268単位	268	1回につき
A2	2511 訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 272単位	272	
A2	2621 訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 287単位	287	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(20分未満) 167単位	167	
A2	6001 訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算		1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	予 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100 単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200 単位加算	200	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310 訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		

「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のからとまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

洲本市介護予防・日常生活支援総合事業
A6 介護予防通所介護相当の通所型サービスコード表

令和3年4月施行版

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数	
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	
A6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	
A6 1121	通所型独自サービス2			3,428単位	3,428	
A6 1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	
A6 1113	通所型独自サービス1回数			384単位	384	
A6 1123	通所型独自サービス2回数			395単位	395	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5% 加算	1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5% 加算	1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5% 加算	1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	378単位減算	-378	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			752単位減算	-752	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算	160	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176単位加算	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	144単位加算	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	48単位加算	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位加算	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅲ		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6 6200	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	20単位加算	20	
A6 6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	5単位加算	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	リ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算		
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算		
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算		
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		コ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算		
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	コ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位	39
A6 8011	通所型独自サービス2・定超			3,428単位	2,400
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位	79
A6 8003	通所型独自サービス1回数・定超			384単位	269
A6 8013	通所型独自サービス2回数・定超			395単位	277

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位数
A6 9001	通所型独自サービス1・欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,170
A6 9002	通所型独自サービス1日割・欠			55単位	39
A6 9011	通所型独自サービス2・欠			3,428単位	2,400
A6 9012	通所型独自サービス2日割・欠			113単位	79
A6 9003	通所型独自サービス1回数・欠			384単位	269
A6 9013	通所型独自サービス2回数・欠			395単位	277

「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目
※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年9月31日まで算定可能
※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

洲本市介護予防・日常生活支援総合事業
AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

令和3年4月施行版

サービスコード	サービス内容略称		算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費 事業対象者、要支援1-2	438単位	438
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300
AF	6132	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算	300単位	300
AF	8300	介護予防ケア令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算	

※令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する